

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	SA設-C-9 改1
提出年月日	平成30年4月20日

東海第二発電所

基本設計 比較表

平成30年4月
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

目 次

基本設計比較表

- 2.2 火災による損傷の防止【41条】
- 2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針【43条】
- 3.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】
- 3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】
- 3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】
- 3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】
- 3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】
- 3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
- 3.7 原子炉格納容器内の過圧破損を防止するための設備【50条】
- 3.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】
- 3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】
- 3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】
- 3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】
- 3.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】
- 3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】
- 3.14 電源設備【57条】
- 3.15 計装設備【58条】
- 3.16 原子炉制御室【59条】
- 3.17 監視測定設備【60条】
- 3.18 緊急時対策所【61条】
- 3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考																														
<p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第6.10-1図から第6.10-4図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける設計とする。炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p>	<div data-bbox="1460 302 2783 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■設備名称の相違（以下、①の相違） （東二）</p> <table border="0"> <tr> <td>○可搬型照明（SA）</td> <td>可搬型蓄電池内蔵型照明</td> </tr> <tr> <td>○中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）</td> <td>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）</td> </tr> <tr> <td>○中央制御室待避室遮蔽</td> <td>中央制御室待避室遮蔽（常設）</td> </tr> <tr> <td>○酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>○中央制御室換気空調系給排気隔離弁</td> <td>中央制御室換気系給排気隔離弁</td> </tr> <tr> <td>○緊急時対策所</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>○原子炉建屋原子炉棟</td> <td>原子炉建屋原子炉区域</td> </tr> <tr> <td>○原子炉建屋外側ブローアウトパネル</td> <td>原子炉建屋ブローアウトパネル</td> </tr> </table> <p>■設計方針の相違（以下、②の相違） （東二）</p> <table border="0"> <tr> <td>○中央制御室換気系の閉回路循環運転で外気流入防止</td> <td>中央制御室陽圧化空調機による陽圧化で外気流入防止</td> </tr> <tr> <td>○中央制御室待避室遮蔽</td> <td>中央制御室待避室遮蔽（常設、可搬）</td> </tr> <tr> <td>○中央制御室と中央制御室待避室との差圧確保</td> <td>コントロール建屋と中央制御室又は中央制御室待避室との差圧確保</td> </tr> <tr> <td>○衛星電話設備（可搬型）</td> <td>無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）</td> </tr> <tr> <td>○常設代替交流電源設備</td> <td>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備</td> </tr> </table> <p>■設備の相違（以下、③の相違） （東二）</p> <table border="0"> <tr> <td>○原子炉建屋ガス処理系 （非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系の総称）</td> <td>非常用ガス処理系</td> </tr> <tr> <td>○非常用ガス処理系排気筒</td> <td>主排気筒（内筒）</td> </tr> </table> </div> <p>6.10.2 重大事故等時</p> <p>6.10.2.1 概要</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>中央制御室の系統概要図を第6.10-1図から第6.10-4図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故が発生した場合における炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に、放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設ける設計とする。炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）、中央制御室換気系空調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）、中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。</p>	○可搬型照明（SA）	可搬型蓄電池内蔵型照明	○中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）	○中央制御室待避室遮蔽	中央制御室待避室遮蔽（常設）	○酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	○中央制御室換気空調系給排気隔離弁	中央制御室換気系給排気隔離弁	○緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	○原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋原子炉区域	○原子炉建屋外側ブローアウトパネル	原子炉建屋ブローアウトパネル	○中央制御室換気系の閉回路循環運転で外気流入防止	中央制御室陽圧化空調機による陽圧化で外気流入防止	○中央制御室待避室遮蔽	中央制御室待避室遮蔽（常設、可搬）	○中央制御室と中央制御室待避室との差圧確保	コントロール建屋と中央制御室又は中央制御室待避室との差圧確保	○衛星電話設備（可搬型）	無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）	○常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備	○原子炉建屋ガス処理系 （非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系の総称）	非常用ガス処理系	○非常用ガス処理系排気筒	主排気筒（内筒）	<p>■①②の相違</p>
○可搬型照明（SA）	可搬型蓄電池内蔵型照明																															
○中央制御室待避室空気ボンベユニット（空気ボンベ）	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）																															
○中央制御室待避室遮蔽	中央制御室待避室遮蔽（常設）																															
○酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計																															
○中央制御室換気空調系給排気隔離弁	中央制御室換気系給排気隔離弁																															
○緊急時対策所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所																															
○原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋原子炉区域																															
○原子炉建屋外側ブローアウトパネル	原子炉建屋ブローアウトパネル																															
○中央制御室換気系の閉回路循環運転で外気流入防止	中央制御室陽圧化空調機による陽圧化で外気流入防止																															
○中央制御室待避室遮蔽	中央制御室待避室遮蔽（常設、可搬）																															
○中央制御室と中央制御室待避室との差圧確保	コントロール建屋と中央制御室又は中央制御室待避室との差圧確保																															
○衛星電話設備（可搬型）	無線連絡設備（常設）、衛星電話設備（常設）																															
○常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備																															
○原子炉建屋ガス処理系 （非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系の総称）	非常用ガス処理系																															
○非常用ガス処理系排気筒	主排気筒（内筒）																															

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室及び中央制御室待避室の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室<u>可搬型陽圧化空調機</u>を使用する。</p> <p>中央制御室<u>可搬型陽圧化空調機</u>は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室を陽圧化することにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室<u>陽圧化装置</u>（空気ポンベ）で陽圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等（電動ファン付き全面マスク又は全面マスク）の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>a. 換気空調設備及び遮蔽設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室及び中央制御室待避室の運転員を過度の放射線被ばくから防護するために中央制御室<u>換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニット</u>を使用する。</p> <p>中央制御室換気系は、重大事故等時に炉心の著しい損傷が発生した場合において高性能粒子フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室換気系フィルタユニット並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気系フィルタユニットを通る閉回路循環方式とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避室を中央制御室待避室<u>空気ポンベユニット</u>（空気ポンベ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故時に、中央制御室換気系及び中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p> <p>中央制御室換気系は、外部との遮断が長期にわたり、室内の環境条件が悪化した場合には、外気を中央制御室換気系フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①②の相違</p> <p>■東二では全面マスクによる防護によって従事者の被ばく防護が可能</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>・</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室可搬型陽圧化空調機 (6号及び7号炉共用) ・中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ポンベ) (6号及び7号炉共用) ・中央制御室遮蔽 (6号及び7号炉共用) ・中央制御室待避室遮蔽 (常設) (6号及び7号炉共用) ・中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) (6号及び7号炉共用) ・常設代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、<u>中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト</u>、<u>中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト)</u>、<u>中央制御室待避室陽圧化装置 (配管・弁) 及び中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ, MCR 非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備 (常設) 及び衛星電話設備 (常設)</u>を使用する。</p> <p><u>無線連絡設備 (常設) 及び衛星電話設備 (常設)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線連絡設備 (常設) (10.12 通信連絡設備) ・衛星電話設備 (常設) (10.12 通信連絡設備) ・常設代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備) 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系空気調和機ファン ・中央制御室換気系フィルタ系ファン ・中央制御室換気系フィルタユニット ・中央制御室待避室空気ポンベユニット (空気ポンベ) ・中央制御室遮蔽 ・中央制御室待避室遮蔽 ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p><u>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備として使用する。</u></p> <p>本系統の流路として、<u>中央制御室換気系ダクト</u>、<u>中央制御室待避室空気ポンベユニット (配管・弁) 及び中央制御室換気系給排気隔離弁</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 通信連絡設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、<u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u>を使用する。</p> <p><u>衛星電話設備 (可搬型) (待避室)</u>は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 (可搬型) (待避室) (10.12 通信連絡設備) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) 	<p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■東二では共用としていない、(以下, ④の相違)</p> <p>■②の相違</p> <p>■④の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>・東二では、既設の中央制御室換気系を使用するため、設計基準対処設備である非常用電源設備 (非常用ディーゼル発電機) も使用可能としている。</p> <p>■①②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>・東二では、衛星電話設備 (可搬型) (待避室) を使用し緊急時対策所と連絡する。</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■④の相違</p> <p>■②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>c. データ表示装置（待避室）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避室）を設置する。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ表示装置（待避室） ・常設代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型蓄電池内蔵型照明を使用する。</p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型蓄電池内蔵型照明（6号及び7号炉共用） ・常設代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>e. 差圧計，酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>コントロール建屋と中央制御室との間が陽圧化に必要な差圧が確保できていること、及びコントロール建屋と中央制御室待避室との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握するため</u>、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差圧計 ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 	<p>c. データ表示装置（待避室）</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示装置（待避室）を設置する。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ表示装置（待避室） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>d. 中央制御室の照明を確保する設備</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明（SA） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>e. <u>中央制御室待避室差圧計，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、<u>中央制御室待避室と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握するため</u>、<u>中央制御室待避室差圧計</u>を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</u>を使用する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室待避室差圧計 ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 	<p>■②の相違</p> <p>■④の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①④相違</p> <p>■④の相違</p> <p>■②④の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</u></p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p><u>無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）については、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</u></p> <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>乾電池内蔵型照明</u>により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、<u>非常用ガス処理系</u>を使用する。</p> <p><u>非常用ガス処理系</u>は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいした放射性物質を含む気体を<u>主排気筒（内筒）</u>から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉区域の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に再閉止できる設計とする。また、現場において、人力により操作できる設計とする。</p>	<p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>(2) 汚染の持ち込みを防止するための設備</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。また、照明については、<u>可搬型照明（S A）</u>により確保できる設計とする。</p> <p>(3) 運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、<u>原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置</u>を使用する。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系</u>は、非常用ガス処理系排風機、<u>非常用ガス再循環系排風機</u>、配管・弁類及び計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を<u>非常用ガス処理系排気筒</u>から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。なお、本システムを使用することにより緊急時対策要員の被ばくを低減することも可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋<u>外側ブローアウトパネル</u>は、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に<u>ブローアウトパネル閉止装置</u>により開口部を再閉止できる設計とする。また、<u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は現場において、人力により操作できる設計とする。</p>	<p>■東2では「設計基準拡張」を設定していない。</p> <p>■②の相違</p> <p>■東2では、衛星電話設備（可搬型）を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備（可搬型）（待避室）の用途は待避室のみで使用するため、データ表示装置（待避室）と同様に当該条文にて記載する。</p> <p>■①の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系排風機 <p>・常設代替交流電源設備(6号及び7号炉共用)(10.2 代替電源設備)</p> <p>本システムの流路として、<u>非常用ガス処理系の乾燥装置</u>、<u>フィルタ装置</u>、<u>配管及び弁並びに主排気筒(内筒)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である原子炉建屋原子炉区域を重大事故等対処設備として使用し、<u>非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)</u>として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>原子炉建屋ガス処理系及びブローアウトパネル閉止装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系排風機 ・<u>非常用ガス再循環系排風機</u> ・<u>ブローアウトパネル閉止装置</u> ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) <p>本システムの流路として、<u>原子炉建屋ガス処理系の乾燥装置</u>、<u>フィルタ装置</u>、<u>配管及び弁並びに非常用ガス処理系排気筒</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p><u>中央制御室遮蔽</u>、<u>中央制御室換気系空気調和機ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタ系ファン</u>、<u>中央制御室換気系フィルタユニット</u>、<u>非常用ガス処理系排風機</u>、<u>非常用ガス再循環系排風機</u>、<u>原子炉建屋外側ブローアウトパネル</u>、<u>原子炉建屋原子炉棟及び非常用ディーゼル発電機</u>は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>原子炉建屋外側ブローアウトパネル及び原子建屋原子炉棟については、「9.1 原子炉格納施設 9.1.2 重大事故等時」に示す。</p> <p>非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に示す。</p>	<p>■③の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■④の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■東2では「設計基準拡張」を設定していない。</p> <p>■東二では、既設システムを重大事故等対処設備として使用する場合の43条適合性を記載。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>6.10.2.2.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は，中央制御室換気空調系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立性を有した設備構成とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は，コントロール建屋に保管し，中央制御室換気空調設備とは共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は，中央制御室内及び中央制御室待避室内に分散して保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は，遮断器を設けることで中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p><u>可搬型蓄電池内蔵型照明は，中央制御室の非常用照明設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>データ表示装置（待避室）は，計測制御設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p>非常用ガス処理系は，非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。電源設備の多様性，位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>6.10.2.2.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室換気系及び原子炉建屋ガス処理系は，多重性を有する非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン，中央制御室換気系フィルタ系ファン，原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機，ブローアウトパネル閉止装置並びに可搬型照明（SA）は，非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。電源設備の多様性及び位置的分散については，「10.2 代替電源設備」に記載する。</u></p>	<p>■②の相違</p> <p>■空気ポンベ，衛星電話設備，データ表示装置，中央制御室待避室差圧計，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，防止設備ではなく，代替するDB設備がないため，多様性及び位置的分散の要求事項は該当しない。そのため記載を削除した。先行PWRも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を記載していない。</p> <p>・ただし，原子炉建屋ガス処理系及び可搬型照明は，防止設備ではないものの，空調及び照明に対する代替電源からの給電が基準要求であるため記載している。</p>
<p>6.10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は，コントロール建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>6.10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は，<u>原子炉建屋付属棟と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系空気調和機ファン，中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニット，原子炉建屋ガス処理系の非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は，設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置は，他の設備から独立して使用が可能なことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>■設置場所の相違</p> <p>東二：原子炉建屋付属棟 KK：コントロール建屋</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>・東二では，既設の設備である中央制御室換気系，原子炉建屋ガス処理系を使用するため，悪影響防止に関する設計方針を記載。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）、データ表示装置（待避室）、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型蓄電池内蔵型照明は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、遮断器により、中央制御室の非常用照明と電氣的に分離することで、<u>中央制御室の非常用照明に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンプ）、可搬型蓄電池内蔵型照明、差圧計、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、固定により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>非常用ガス処理系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>6.10.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽（常設）は、重大事故等時において、<u>隣接する6号及び7号炉の事故対応を一つの中央制御室として共用することによって、プラント状態に応じた運転員の融通により安全性が向上することから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>6.10.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>中央制御室待避室<u>空気ポンプユニット（空気ポンプ）、データ表示装置（待避室）、差圧計及び衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>可搬型照明（SA）は、<u>他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>他の設備から独立して使用が可能なことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>6.10.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 中央制御室は、重大事故等時において、<u>共用しない設計とする。</u></p> <p>6.10.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>■①②の相違 ■東二では、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備（可搬型）（待避室）の用途は待避室のみでの使用のため、データ表示装置（待避室）と同様に当該条文にて記載する。 ■東二では、可搬型照明（SA）をチェンジャーエリア（原子炉建屋付属棟4階）においても使用するため、中央制御室に限定しない。 ■東二では、可搬型の陽圧化空調機を使用しない。</p> <p>■②の相違 ■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、想定される重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するため、運転員の放射線被ばくを防止するとともに中央制御室内の換気に必要な容量を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットは、想定される重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するため、運転員を過度の放射線被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機のフィルタユニットは、必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、6号及び7号炉それぞれ1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機のブロワユニットは、必要な容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、6号及び7号炉それぞれ1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台（6号及び7号炉共用）の合計6台を保管する設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は、想定される重大事故等時において中央制御室待避室の居住性を確保するため、中央制御室待避室を陽圧化することにより、必要な運転員の窒息を防止及び給気ライン以外から中央制御室待避室内へ外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを1セット174本使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット174本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として20本以上（6号及び7号炉共用）の合計194本以上を保管する。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、中央制御室待避室に待避中の運転員が、発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために必要なデータの伝送及び表示が可能な設計とする。</p>	<p>中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は、想定される重大事故等時において中央制御室待避室の居住性を確保するため、中央制御室待避室を正圧化することにより、必要な運転員の窒息を防止及び給気ライン以外から中央制御室待避室内へ外気の流入を一定時間遮断するために必要な容量を有するものを1セット13本使用する。保有数は、1セット13本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として7本を加えた合計20本を保管する。</p> <p>中央制御室待避室差圧計は、中央制御室待避室の正圧化された室内と中央制御室との差圧の監視が可能な計測範囲を有する設計とする。</p> <p>データ表示装置（待避室）は、中央制御室待避室に待避中の運転員が、発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うために必要なデータの伝送及び表示が可能な設計とする。</p> <p><u>データ表示装置（待避室）は、重大事故等時に必要な1式に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1式を加えた合計2式を中央制御室内に保管する。</u></p>	<p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■記載方針の相違 東二：正圧化 KK：陽圧化</p> <p>■設計方針の相違 ・東二は、待避室のみを加圧するため、必要本数がKKに比べ少ない。</p> <p>■②の相違</p> <p>■先行BWRと東二では扱いが異なる。 ・東二ではデータ表示装置（退避室）は可搬型、（KKは常設） ・衛星電話設備：常設⇒可搬型 ・衛星電話設備の記載は、先行BWRの62条と整合</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを1セット3台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット3台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計4台を保管する設計とする。</p> <p>差圧計は、中央制御室内とコントロール建屋、中央制御室待避室内とコントロール建屋の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1セット2個使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2個に加えて故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個（6号及び7号炉共用）の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、1セット3個使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット3個に加えて故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個（6号及び7号炉共用）の合計4個を保管する設計とする。</p>	<p>中央制御室待避室による居住性の確保として使用する衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、重大事故等時に正圧化した中央制御室待避室に待避した運転員が緊急時対策所と通信連絡を行うために必要な式数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な1式に、故障時及び保守点検時の待機除外時のバックアップ用として1式を加えた合計2式を中央制御室内に保管する。</p> <p>可搬型照明（SA）は、想定される重大事故等時に、運転員が中央制御室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを3個、中央制御室待避室内で操作可能な照度を確保するために必要な容量を有するものを1個及び身体サーベイ、作業服の着替え等に必要の照度を有するものを3個使用する。保有数は、中央制御室用として1セット3個、中央制御室待避室用として1セット1個、保守点検は目視点検であり保守点検中でも使用が可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として2個の合計9個を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内にあることの測定が可能なものを、それぞれ1個を1セットとし、1セット使用する。保有数は、重大事故等時に必要な1セットに加えて故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1セットを加えた合計2セットを保管する設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、設計基準事故対処設備の中央制御室換気系と兼用しており、運転員を過度の被ばくから防護するための中央制御室内の換気に必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>中央制御室換気系フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、想定される重大事故等時においても、中央制御室の運転員を過度の被ばくから防護するために必要な放射性物質の除去効率及び吸着能力に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>■東二では、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備（可搬型）（待避室）の用途は待避室のみでの使用のため、データ表示装置同様に当該条文にて記載する。</p> <p>■①の相違</p> <p>■東二の可搬型照明（SA）は、保守点検時においても使用可能。</p> <p>■KKではチェンジングエリア用に壁づけの電池内蔵照明を用いるが東二ではMCR内と同様の可搬式の照明を可搬SAとして使用する。</p> <p>■東二の差圧計は常設であるため、保管に関する記載はなし。</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>非常用ガス処理系排風機は、設計基準事故対処設備としての仕様が、想定される重大事故等時において、中央制御室の運転員の被ばくを低減できるよう、原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持するとともに、<u>主排気筒(内筒)</u>を通して排気口から放出するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>6.10.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽(常設)，中央制御室待避室遮蔽(可搬型)，中央制御室可搬型陽圧化空調機，<u>データ表示装置(待避室)</u>，<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>，<u>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>は、<u>コントロール建屋内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)は、<u>コントロール建屋内及び廃棄物処理建屋内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室遮蔽(可搬型)，中央制御室可搬型陽圧化空調機，中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)，<u>データ表示装置(待避室)</u>，<u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u>，<u>差圧計</u>，<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機は、原子炉建屋<u>原子炉区域内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>非常用</u>ガス処理系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、設計基準事故対処設備としての仕様が、想定される重大事故等時において、中央制御室の運転員の被ばくを低減できるよう、原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、<u>非常用ガス処理系排気筒</u>を通して排気口から放出するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>6.10.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽，中央制御室換気系空気調和機ファン，中央制御室換気系フィルタ系ファン，中央制御室換気系フィルタユニット，非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、<u>原子炉建屋付属棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>中央制御室待避室差圧計</u>は、中央制御室待避室に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室<u>空気ポンベユニット</u>(空気ポンベ)は、<u>原子炉建屋付属棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置</u>は、原子炉建屋原子炉棟の壁面(屋外)に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室待避室<u>空気ポンベユニット</u>(空気ポンベ)，<u>衛星電話設備(可搬型)(待避室)</u>，<u>データ表示装置(待避室)</u>，<u>可搬型照明(SA)</u>，中央制御室待避室差圧計，酸素濃度計及び<u>二酸化炭素濃度計</u>の接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、原子炉建屋<u>原子炉棟内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋</u>ガス処理系の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>■②の相違 ■①の相違 ■①の相違</p> <p>■①②の相違 ■②の相違</p> <p>■KKでは差圧計を可搬としているが、東二では常設としている。</p> <p>■①の相違 ■設置場所の相違</p> <p>■①の相違 ■東二では、衛星電話設備(可搬型)(待避室)を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備(可搬型)(待避室)の用途は待避室のみでの使用のため、データ表示装置(待避室)と同様に当該条文にて記載する。</p> <p>■①の相違 ■③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>6.10.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽（常設）は，<u>コントロール建屋と一体構造とし，重大事故等時において，特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）は，中央制御室待避室の均圧室内の壁面に固定して保管することで，重大事故等時において，特段の操作を必要とせずに直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機，中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ），データ表示装置（待避室），差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は，通常時に使用する設備ではなく，重大事故等時において，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は，通常時に使用する設備ではなく，重大事故等時において，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機は，付属の操作スイッチにより設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）は，重大事故等時において，<u>現場での弁操作により，通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気空調系給排気隔離弁は，電源供給ができない場合においても，現場操作が可能となるように手動操作ハンドルを設け，現場で人力により確実に操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>6.10.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽，中央制御室待避室遮蔽は，<u>原子炉建屋付属棟と一体構造とし，重大事故等時において，特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ），<u>中央制御室待避室差圧計，酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は，通常時に使用する設備ではなく，重大事故等時において，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>ブローアウトパネル閉止装置は，中央制御室の操作盤のスイッチでの操作が可能な設計とする。また，ブローアウトパネル閉止装置は，電源供給ができない場合においても，現場で人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。</u></p> <p>可搬型照明（SA）は，通常時に使用する設備ではなく，重大事故等時において，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は，重大事故等時において，<u>中央制御室内での手動弁操作により，通常時の隔離された系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に速やかに切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気系の運転モード切替に使用する空気作動ダンパは，駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり，現場での人力による操作が不要な構造とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系の起動に使用する空気作動ダンパは，駆動源（空気）が喪失した場合又は電源が喪失した場合に開となり，現場での人力による操作が不要な構造とする。</u></p>	<p>■設置箇所の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①②の相違 ■東二の差圧計は常設である。</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違 ■設置場所の相違</p> <p>■設備の相違 ・東二のAO弁は，フェイルオープンであり，現場での人力操作は発生しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>データ表示装置（待避室）は、<u>通常は、操作を行わずに常時伝送が可能な設計とする。</u></p> <p>可搬型蓄電池内蔵型照明は、<u>全交流動力電源喪失時に、内蔵している蓄電池により自動で点灯する設計とする。</u>可搬型蓄電池内蔵型照明は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>差圧計は、<u>汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を監視することが可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、付属の<u>操作スイッチ</u>により設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>中央制御室可搬型陽圧化空調機、可搬型蓄電池内蔵型照明、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、屋内のアクセスルート</u>を確保できる設計とし、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、中央制御室待避室<u>陽圧化装置</u>（空気ボンベ）は、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系</u>は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p><u>非常用ガス処理系</u>は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p><u>衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、汎用の接続コネクタを用いて接続することで、容易かつ確実に使用が可能な設計とする。</u></p> <p>データ表示装置（待避室）は、<u>汎用の電源ケーブル及びネットワークケーブルを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、原子炉施設の主要な計測装置を継続して監視が可能な設計とする。</u></p> <p>可搬型照明（S A）の電源ケーブルの接続は、<u>コンセントによる接続とし、接続規格を統一することで、確実に接続が可能な設計とする。</u>可搬型照明（S A）は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室差圧計は、<u>中央制御室待避室に設置し、操作を必要とせず直ちに指示を監視することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明（S A）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、付属のスイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（可搬型）（待避室）、データ表示装置（待避室）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力による持ち運びが可能な設計とする。</u></p> <p>また、中央制御室待避室<u>空気ボンベユニット</u>（空気ボンベ）は、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系及び中央制御室換気系</u>は、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p><u>原子炉建屋ガス処理系及び中央制御室換気系</u>は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>■東2では、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備（可搬型）（待避室）の用途は待避室のみでの使用のため、データ表示装置（待避室）と同様に当該条文にて記載する。</p> <p>■東2ではデータ表示装置は可搬で接続操作が必要。</p> <p>■保守的に、操作性の観点から最も手間がかかるケーブル接続について記載。点灯方法については次段落に記載。（本体付属スイッチによる手動点灯）。</p> <p>■東2の差圧計は常設であるため、接続を必要としない。</p> <p>■①の相違</p> <p>■東2の可搬型照明（S A）はスイッチ操作により点灯。</p> <p>■東2では差圧計は常設のため持ち運び不要。</p> <p>■東2では、中央制御室に保管しているため、アクセスルートの確保は不要である。</p> <p>■①の相違</p> <p>■①③の相違</p> <p>■①③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第6.10-1表から第6.10-3表に示す。</p> <p>6.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽、中央制御室待避室遮蔽（常設）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）、データ表示装置（待避室）、可搬型蓄電池内蔵型照明、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室可搬型陽圧化空調機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、非常用ガス処理系排風機は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第6.10-2表及び第6.10-3表に示す。</p> <p>6.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）可搬型照明（SA）、中央制御室待避室差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン及び中央制御室換気系フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に閉回路循環ラインによる機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンは、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>中央制御室換気系フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、中央制御室換気系フィルタユニットは、発電用原子炉の停止中に内部確認を行えるように、点検口を設ける設計とし、性能の確認を行えるように、フィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、非常用ガス処理系排風機及び非常用ガス再循環系排風機は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>ブローアウトパネル閉止装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。また、ブローアウトパネル閉止装置は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。</p>	<p>■図表番号の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■東二では、衛星電話設備（可搬型）（待避室）を使用し緊急時対策所と連絡する。衛星電話設備（可搬型）（待避室）の用途は待避室のみでの使用のため、データ表示装置（待避室）と同様に当該条文にて記載する。</p> <p>■東二では、可搬型の陽圧化空調機は使用しない。既設の中央制御室換気系の試験検査項目を記載している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 6.10-2 表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室遮蔽（6号及び7号炉共用）</u> 第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. <u>中央制御室待避室遮蔽（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. <u>無線連絡設備（常設）</u> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. <u>衛星電話設備（常設）</u> 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>データ表示装置（待避室）</u> 個 数 一式</p>	<p>第 6.10-2 表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. 中央制御室遮蔽 第8.3-3表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 中央制御室待避室遮蔽 第 8.3-3 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 中央制御室換気系 (a) <u>中央制御室換気系空気調和機ファン</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 (b) <u>中央制御室換気系フィルタ系ファン</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 (c) <u>中央制御室換気系フィルタユニット</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. <u>中央制御室待避室差圧計</u> 個 数 1 測定範囲 0～60Pa [gage]</p>	<p>■①の相違 ■表番号の相違</p> <p>■①の相違 ■表番号の相違</p> <p>■東二では無線電話設備は使用しない。</p> <p>■東二の衛星電話設備は可搬である。</p> <p>■東二のデータ表示装置は可搬を使用している。</p> <p>■②の相違 ■②の相違</p> <p>■②の相違 ■②の相違</p>

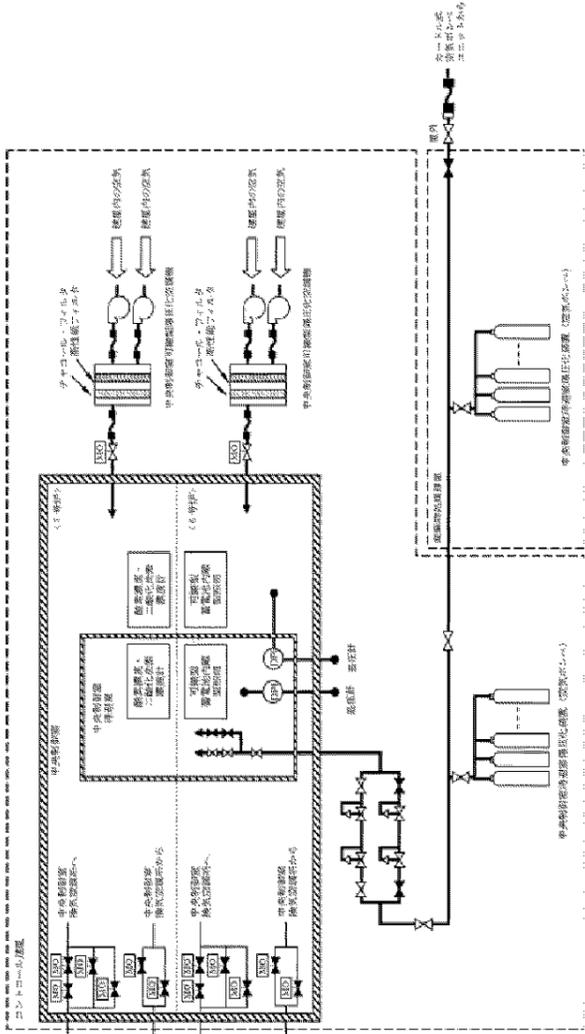
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. <u>非常用ガス処理系</u></p> <p>(a) 非常用ガス処理系排風機 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・非常用ガス処理系</p> <p>基 数 1 (予備1)</p> <p>系統設計流量 約 2,000m³/h (原子炉区域内空気を1日に0.5回換気できる量)</p> <p>第6.10-3表 中央制御室(重大事故等時)(可搬型)の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. <u>中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)(6号及び7号炉共用)</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(2) 中央制御室の運転員の被ばくを低減するための設備</p> <p>a. <u>原子炉建屋ガス処理系</u></p> <p>(a) 非常用ガス処理系排風機 兼用する設備は以下のとおり。 <u>・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</u></p> <p>・原子炉建屋ガス処理系</p> <p>台 数 1 (予備1)</p> <p>容 量 約3,570m³/h (1台当たり) (原子炉建屋原子炉棟内空気を1日に1回換気が可能な量)</p> <p>(b) <u>非常用ガス再循環系排風機</u> 兼用する設備は以下のとおり。 <u>・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</u></p> <p>・原子炉建屋ガス処理系</p> <p>台 数 1 (予備1)</p> <p>容 量 約17,000m³/h (1台当たり)</p> <p>b. <u>ブローアウトパネル閉止装置</u></p> <p>個 数 10</p> <p>第6.10-3表 中央制御室(重大事故等時)(可搬型)の設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. <u>中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ)</u> 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>■③の相違</p> <p>■兼用設備の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■設備容量の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■③の相違</p> <p>■設計方針の相違</p> <p>■東二の差圧系は常設である。</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>c. <u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6号及び7号炉共用）</u> <u>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</u></p> <p>d. <u>可搬型蓄電池内蔵型照明（6号及び7号炉共用）</u> 個 数 3（予備1）</p> <p>e. <u>差圧計（6号及び7号炉共用）</u> 個 数 2（予備1）</p> <p>f. <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用）</u> 個 数 2（予備1）</p>	<p>b. <u>衛星電話設備（可搬型）（待避室）</u> 式 数 1（予備1） 使用回線 衛星系回線</p> <p>c. <u>データ表示装置（待避室）</u> 式 数 1（予備1）</p> <p>d. <u>可搬型照明（S A）</u> 個 数 4（予備1）</p> <p>f. <u>酸素濃度計</u> 個 数 1（予備1）</p> <p>g. <u>二酸化炭素濃度計</u> 個 数 1（予備1）</p>	<p>■②の相違</p> <p>■東二の衛星電話設備は可搬である。</p> <p>■東二のデータ表示装置は可搬である。</p> <p>■①の相違</p> <p>■東二の差圧計は常設である。</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 6.10-1 図 中央制御室 (重大事故等時) 系統概要図 (居住性を確保するための設備 (中央制御室換気系、可搬型照明 (S A)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計))</p>	<p>第 6.10-1 図 中央制御室 (重大事故等時) 系統概要図 (居住性を確保するための設備 (中央制御室換気系、可搬型照明 (S A)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計))</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
 <p>第6.10-2図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図 （居住性を確保するための設備（中央制御室待避室陽圧化装置））</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第6.10-3図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図 (居住性を確保するための設備（データ表示装置（待避室））)</p>	<p>第6.10-2図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図 (居住性を確保するための設備（中央制御室待避室空気ポンベユニット）)</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第6.10-4図(1) 中央制御室（重大事故等時）系統概要図（運転員の被ばくを低減するための設備（非常用ガス処理系））（6号炉）</p>	<p>第6.10-3図 中央制御室（重大事故等時）系統概要図（居住性を確保するための設備（データ表示装置（待避室）））</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.1 概要</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための換気空調設備として、緊急時対策所換気空調設備を設置及び保管する。</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室換気空調系</p> <p><u>中央制御室換気空調系は、設計基準事故時に放射線業務従事者等を内部被ばくから防護し、必要な運転操作を継続することができるようにするため、他の換気系とは独立にして、外気との連絡口を遮断し、中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通して再循環することができる、また、必要に応じて、外気を中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通して取り入れることができる設計とする。</u></p> <p><u>中央制御室換気空調系の系統概要を第8.2-2図に示す。</u></p> <p><u>中央制御室換気空調系は、空気調和機、チャコール・フィルタ、再循環ファン及び排気ファン等で構成する。</u></p> <p><u>空気調和機には給気ファン、フィルタのほか、冷却コイルを設け、循環空気の冷却によって中央制御室内の空気調節を行う。</u></p> <p><u>なお、本系統の電源は、外部電源喪失時に非常用電源に切替えることができる設計とする。</u></p> <p>(3) 中央制御室可搬型陽圧化空調機</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として、中央制御室可搬型陽圧化空調機を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p>	<p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.1 概要</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための換気空調設備として、緊急時対策所<u>非常用</u>換気設備を設置及び保管する。</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(2) 中央制御室換気系</p> <p><u>この系統概略図を第8.2-2図に示す。</u></p> <p><u>中央制御室は、他の建屋の換気系とは完全に独立した換気系をもち、通常、一部外気を取り入れる。再循環方式によって空気調節を行う。また、事故時にも必要な運転操作が汚染の可能性なく継続できるように、外気取入口を遮断して、チャコールフィルタを通る閉回路循環方式としうるものである。</u></p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室に運転員がとどまるために必要な換気空調設備として、中央制御室換気系を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p>	<p>■設備名称の相違</p> <p>■既許可の記載の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考																																
<p>(4) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用）</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避室を陽圧化し、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンベ）を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様</p> <p>(2) 中央制御室換気空調系</p> <p>a. 給気ファン</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">台 数</td> <td>2（うち1台は予備）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 10万 m³/h/台</td> </tr> </table> <p>b. 再循環ファン</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">台 数</td> <td>2（うち1台は予備）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 8,000m³/h/台</td> </tr> </table> <p>c. フィルタ・ユニット</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">基 数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>処理容量</td> <td>約 8,000m³/h</td> </tr> <tr> <td>チャコール・フィルタ・ヘッド厚さ</td> <td>約 5cm</td> </tr> <tr> <td>系統よう素除去効率</td> <td>90%以上（相対湿度 70%以下において）</td> </tr> </table>	台 数	2（うち1台は予備）	容 量	約 10万 m ³ /h/台	台 数	2（うち1台は予備）	容 量	約 8,000m ³ /h/台	基 数	1	処理容量	約 8,000m ³ /h	チャコール・フィルタ・ヘッド厚さ	約 5cm	系統よう素除去効率	90%以上（相対湿度 70%以下において）	<p>(3) 中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避室を正圧化し、放射性物質が中央制御室待避室に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避室空気ポンベユニット（空気ポンベ）を設ける。本設備については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室換気系</p> <p>a. 中央制御室換気系空気調和機ファン 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">台 数</td> <td>2（うち1台は予備）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約42,500m³/h（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>b. 中央制御室換気系フィルタ系ファン 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">台 数</td> <td>2（うち1台は予備）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約5,100m³/h（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>d. 中央制御室換気系フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室（通常運転時等） ・中央制御室（重大事故等時） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">型 式</td> <td>高性能粒子フィルタ及びチャコール</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99.97%以上（直径0.5μm以上の粒子）</td> </tr> <tr> <td>よう素除去効率（総合除去効率）</td> <td>97%以上</td> </tr> </table>	台 数	2（うち1台は予備）	容 量	約42,500m ³ /h（1台当たり）	台 数	2（うち1台は予備）	容 量	約5,100m ³ /h（1台当たり）	型 式	高性能粒子フィルタ及びチャコール	基 数	1（予備1）	粒子除去効率	99.97%以上（直径0.5μm以上の粒子）	よう素除去効率（総合除去効率）	97%以上	<p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■設備容量の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■設備容量の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■記載方針の相違</p>
台 数	2（うち1台は予備）																																	
容 量	約 10万 m ³ /h/台																																	
台 数	2（うち1台は予備）																																	
容 量	約 8,000m ³ /h/台																																	
基 数	1																																	
処理容量	約 8,000m ³ /h																																	
チャコール・フィルタ・ヘッド厚さ	約 5cm																																	
系統よう素除去効率	90%以上（相対湿度 70%以下において）																																	
台 数	2（うち1台は予備）																																	
容 量	約42,500m ³ /h（1台当たり）																																	
台 数	2（うち1台は予備）																																	
容 量	約5,100m ³ /h（1台当たり）																																	
型 式	高性能粒子フィルタ及びチャコール																																	
基 数	1（予備1）																																	
粒子除去効率	99.97%以上（直径0.5μm以上の粒子）																																	
よう素除去効率（総合除去効率）	97%以上																																	

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考																						
<p>(4) <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>a. <u>フィルタユニット</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 (重大事故等時)</p> <table border="0"> <tr> <td>台 数</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>よう素除去効率</td> <td>99.9%以上</td> </tr> <tr> <td>粒子除去効率</td> <td>99.9%以上</td> </tr> </table> <p>b. <u>ブロワユニット</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 (重大事故等時)</p> <table border="0"> <tr> <td>台 数</td> <td>4 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 1,500m³/h (1台当たり)</td> </tr> </table> <p>(5) <u>中央制御室待避室陽圧化装置 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>a. <u>空気ボンベ</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 (重大事故等時)</p> <table border="0"> <tr> <td>本 数</td> <td>174 (予備 20以上)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 47L/本</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>約 15MPa [gage]</td> </tr> </table>	台 数	2 (予備1)	よう素除去効率	99.9%以上	粒子除去効率	99.9%以上	台 数	4 (予備2)	容 量	約 1,500m ³ /h (1台当たり)	本 数	174 (予備 20以上)	容 量	約 47L/本	充填圧力	約 15MPa [gage]	<p>(2) <u>中央制御室待避室空気ボンベユニット (空気ボンベ)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室 (重大事故等時)</p> <table border="0"> <tr> <td>個 数</td> <td>13 (予備7)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約47L/個</td> </tr> <tr> <td>充填圧力</td> <td>約15MPa [gage]</td> </tr> </table>	個 数	13 (予備7)	容 量	約47L/個	充填圧力	約15MPa [gage]	<p>■②の相違</p> <p>■①の相違 ■記載方針の相違</p> <p>■設備台数の相違 ■設備容量の相違</p>
台 数	2 (予備1)																							
よう素除去効率	99.9%以上																							
粒子除去効率	99.9%以上																							
台 数	4 (予備2)																							
容 量	約 1,500m ³ /h (1台当たり)																							
本 数	174 (予備 20以上)																							
容 量	約 47L/本																							
充填圧力	約 15MPa [gage]																							
個 数	13 (予備7)																							
容 量	約47L/個																							
充填圧力	約15MPa [gage]																							

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 第59条】

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.1 概要</p> <p>遮蔽設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の線量の低減を図るもので、<u>原子炉一次遮蔽</u>、<u>原子炉二次遮蔽</u>等で構成する。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な中央制御室遮蔽、<u>中央制御室待避室遮蔽（常設）</u>及び<u>中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</u>を設置及び保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための遮蔽設備として、緊急時対策所遮蔽を設置する設計とする。</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>8.3.4.5 中央制御室遮蔽（6号及び7号炉共用）</p> <p>(1) 通常運転時等</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>コントロール建屋</u>内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回る遮蔽とする。</p> <p>(2) 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。中央制御室遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>8.3.4.6 中央制御室待避室遮蔽（6号及び7号炉共用）</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設け、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室待避室遮蔽を設ける。中央制御室待避室遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p>	<p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.1 概要</p> <p>遮蔽設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の線量の低減を図るもので、一次遮蔽、二次遮蔽等で構成する。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な中央制御室遮蔽及び中央制御室待避室遮蔽を設置及び保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための遮蔽設備として、緊急時対策所遮蔽を設置する設計とする。</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>8.3.4.5 中央制御室遮蔽</p> <p>(1) 通常運転時</p> <p>中央制御室遮蔽は、<u>原子炉建屋付属棟</u>内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまっても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回る遮蔽とする。</p> <p>(2) 重大事故等時</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。中央制御室遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p> <p>8.3.4.6 中央制御室待避室遮蔽</p> <p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設け、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室待避室遮蔽を設ける。中央制御室待避室遮蔽については、「6.10 制御室」に記載する。</p>	<p>備考</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>■②の相違</p> <p>■東二では号機間の共用はしない。</p> <p>■①の相違</p> <p>■①の相違</p> <p>■東二は号機間の共用はしない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2図から第8.1-6図に示す。</p> <p>使用済燃料プールに係る重大事故等により、使用済燃料プール上部の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、<u>発電所敷地境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・ポストを代替し得る十分な<u>個数</u>を保管する。</p>	<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2図から第8.1-4図に示す。</p> <p>使用済燃料プールに係る重大事故等により、使用済燃料プール上部の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>a. 可搬型モニタリング・<u>ポ</u>ストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリング・<u>ポ</u>ストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリング・<u>ポ</u>ストは、重大事故等が発生した場合に、<u>周辺監視区域境界</u>付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリング・<u>ポ</u>ストを代替し得る十分な<u>台数</u>を保管する。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図表番号の相違 ・ 設備名称の相違 ・ 設備名称の相違 ・ 設備名称の相違 ・ 東二では敷地境界と周辺監視区域境界が異なっており、周辺監視区域境界付近にM/Pを設置している。

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線により伝送し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポスト <p>b. <u>可搬型放射線計測器</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はGM計数装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型放射線計測器</u>（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替としてNaIシンチレーションサーベイメータ、GM計数装置の代替としてGM汚染サーベイメータ）を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>のうちNaIシンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>可搬型放射線計測器</u>（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーション 	<p>また、可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリング・ポスト <p>b. <u>可搬型放射能測定装置</u>による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、<u>可搬型放射能測定装置</u>（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替としてNaIシンチレーションサーベイメータ、ダストモニタの代替としてβ線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ）を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>のうちNaIシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>可搬型放射能測定装置</u>（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレ 	<ul style="list-style-type: none"> 数え方の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 通信方式の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 東二のダストモニタはα線の測定機能も有するため、代替測定にZnSシンチレーションサーベイメータも含む。(以下①の相違) <ul style="list-style-type: none"> 数え方の相違 設備名称の相違 設備名称の相違 ①の相違 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>サーベイメータ，<u>GM汚染サーベイメータ</u>)</p> <p>c. <u>可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</u> 重大事故等が発生した場合に，発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中，水中，土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として，<u>可搬型放射線計測器及び小型船舶（海上モニタリング用）</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>は，重大事故等が発生した場合に，発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中，水中，土壌中）及び放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては，<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器</u>のうち NaI シンチレーションサーベイメータ，<u>GM汚染サーベイメータ</u>，ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は，乾電池を使用する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は，<u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射線計測器</u>（可搬型ダスト・よう素サンプラ，NaI シンチレーションサーベイメータ，<u>GM汚染サーベイメータ</u>，ZnS シンチレーションサーベイメータ，電離箱サーベイメータ） ・<u>小型船舶（海上モニタリング用）</u> <p>これらの設備は，炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>ーションサーベイメータ，<u>β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ</u>)</p> <p>c. <u>可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</u> 重大事故等が発生した場合に，発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中，水中，土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として，<u>可搬型放射能測定装置，電離箱サーベイメータ及び小型船舶</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ</u>は，重大事故等が発生した場合に，発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において，発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中，水中，土壌中）及び放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>発電所の周辺海域においては，<u>小型船舶</u>を用いる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置</u>のうち Na I シンチレーションサーベイメータ，<u>β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ並びに電離箱サーベイメータ</u>の電源は，乾電池を使用する設計とし，可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は，<u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型放射能測定装置</u>（可搬型ダスト・よう素サンプラ，Na I シンチレーションサーベイメータ，<u>β線サーベイメータ</u>，ZnS シンチレーションサーベイメータ） ・<u>電離箱サーベイメータ</u> ・<u>小型船舶</u> <p>これらの設備は，炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>・設備名称の相違 ・①の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・柏崎は可搬型放射線計測器に電離箱サーベイメータを含むが，東海第二は含まない（以下②の相違）</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ②の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・設備名称の相違</p> <p>②の相違 ・設備名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>(2) 風向，風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測装置</u>による気象観測項目の代替測定 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として，<u>可搬型気象観測装置</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>は，重大事故等が発生した場合に，発電所において風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録できる設計とし，気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の指示値は，<u>無線</u>により伝送し，<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>で測定した風向，風速その他の気象条件は，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録，保存する設計とする。また，記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測装置</u>の電源は，<u>蓄電池</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型気象観測装置</u> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは，<u>常用所内電源</u>に接続しており，<u>常用所内電源</u>が喪失した場合は，代替交流電源設備である<u>モニタリング・ポスト用発電機</u>から給電できる設計とする。<u>モニタリング・ポスト用発電機</u>は，定期的に燃料を給油することで，<u>モニタリング・ポスト</u>での監視，及び測定，並びに記録を継続できる設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>モニタリング・ポスト用発電機</u> <p>(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備</p> <p>重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を測定するための<u>使用済燃料</u></p>	<p>(2) 風向，風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. <u>可搬型気象観測設備</u>による気象観測項目の代替測定 気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として，<u>可搬型気象観測設備</u>を使用する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>は，重大事故等が発生した場合に，発電所において風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録できる設計とし，気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の指示値は，<u>衛星系回線</u>により伝送し，<u>緊急時対策所</u>で監視できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>で測定した風向，風速その他の気象条件は，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録，保存する設計とする。また，記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p><u>可搬型気象観測設備</u>の電源は，<u>外部バッテリー</u>を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>可搬型気象観測設備</u> <p>(3) モニタリング・ポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリング・ポストは，<u>非常用交流電源設備</u>に接続しており，<u>非常用交流電源設備</u>からの給電が喪失した場合は，代替交流電源設備である<u>常設代替交流電源設備</u>（<u>常設代替高圧電源装置</u>）及び<u>可搬型代替交流電源設備</u>（<u>可搬型代替低圧電源車</u>）から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は，以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>常設代替交流電源設備</u> ・<u>可搬型代替交流電源設備</u> ・<u>非常用交流電源設備</u> <p><u>常設代替交流電源設備</u>，<u>可搬型代替交流電源設備</u>及び<u>非常用交流電源設備</u>については，「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備</p> <p>重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を測定するための<u>使用済燃料</u></p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・通信方式の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・柏崎ではモニタリングポスト専用の発電機から給電するが，東二では常設代替高圧電源装置等から給電する。（以下③の相違）</p> <p>③の相違</p> <p>③の相違</p> <p>③の相違</p> <p>・常設代替交流電源設備等は代替電源設備のため，10.2で整理する。（以下④の相違）</p> <p>・設備名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p><u>貯蔵プール放射線モニタ</u>（高レンジ・低レンジ）については、「4.3 <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備</u>」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための<u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u>については、「6.4 <u>計装設備（重大事故等対処設備）</u>」に記載する。</p> <p>(6) 格納容器圧力逃がし装置等の状態監視に用いる設備 格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するための<u>フィルタ装置出口放射線モニタ</u>及び耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「9.5 <u>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</u>」に記載する。</p> <p>(7) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の放射線量の測定に用いる設備 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための<u>可搬型エリアモニタ（対策本部・待機場所）</u>については、「10.9 <u>緊急時対策所</u>」に記載する。</p> <p>8.1.2.2.1 多様性，位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 <u>多様性，位置的分散，悪影響防止等</u>」に示す。 可搬型モニタリングポストは，屋外のモニタリング・ポストと離れた<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び屋外の高台保管場所</u>に分散して保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>可搬型放射線計測器</u>は，屋外に保管する放射能観測車と離れた<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>小型船舶（海上モニタリング用）</u>は，予備と分散して屋外の<u>高台保管場所</u>に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>可搬型気象観測装置</u>は，屋外の気象観測設備と離れた<u>屋外の高台保管場所</u>に分散して保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p><u>プールエリア放射線モニタ</u>（高レンジ・低レンジ）については、「4.3 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</u>」に記載する。</p> <p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための<u>格納容器雰囲気放射線モニタ（D/W）</u>及び格納容器雰囲気放射線モニタ（S/C）については、「6.4 <u>計装設備（重大事故等対処設備）</u>」に記載する。</p> <p>(6) 格納容器圧力逃がし装置等の状態監視に用いる設備 格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するための<u>フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</u>及び耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「9.9 <u>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</u>」に記載する。</p> <p>(7) <u>緊急時対策所</u>の放射線量の測定に用いる設備 <u>緊急時対策所内</u>への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう，放射線量を監視，測定するための<u>緊急時対策所エリアモニタ</u>については、「10.9 <u>緊急時対策所</u>」に記載する。</p> <p>8.1.2.2.1 多様性，位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 <u>多様性，位置的分散，悪影響防止等</u>」に示す。 可搬型モニタリング・ポストは，屋外のモニタリング・ポストと離れた<u>緊急時対策所建屋内</u>に分散して保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>可搬型放射能観測装置</u>は，屋外に保管する放射能観測車と離れた<u>緊急時対策所建屋内</u>に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>小型船舶</u>は，予備と分散して屋外の<u>可搬型重大事故等対処設備保管場所</u>に保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 <u>可搬型気象観測設備</u>は，屋外の気象観測設備と離れた<u>緊急時対策所建屋内</u>に分散して保管することで，共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>・条文の記載を使用</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・項番号の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、常用所内電源設備と離れた屋外のモニタリング・ポスト2, 5, 8周辺エリアに設置することで、共通要因によって同時に機能が損なわれないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 <u>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測器、小型船舶（海上モニタリング用）及び可搬型気象観測装置は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>モニタリング・ポスト用発電機は、通常時は遮断器により切り離し、重大事故等時に遮断器を投入することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>8.1.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 <u>モニタリング・ポスト用発電機は、モニタリング・ポストに給電する設備であるため、モニタリング・ポストと同様に6号及び7号炉で共用することで、操作に必要な時間及び要員を減少させて安全性の向上を図る設計とする。</u></p> <p>8.1.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測器は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。 可搬型モニタリングポストの保有数は、<u>6号及び7号炉共用で、モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての9台、発電所海側等での監視・測定のための5台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）を保管する。</u></p>	<p><u>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</u></p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 <u>可搬型モニタリング・ポスト、可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイ・メータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>8.1.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 <u>可搬型モニタリング・ポスト、可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるよう、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</u> <u>可搬型モニタリング・ポストの保有数は、モニタリング・ポストの機能喪失時の代替としての4台、発電所海側等での監視・測定のための5台、緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</u></p>	<p>④の相違</p> <p>・設備名称の相違 ②の相違 ③の相違</p> <p>・東二の放射線管理設備（重大事故等時）に東一と共有するものはない。</p> <p>・項番号の相違</p> <p>・設備名称の相違 ②の相違</p> <p>・設備名称の相違 ・モニタリング・ポストの台数の相違 ・東二はモニタリング・ポストの代替の予備として1台並びに発電所海側等及び緊急時対策所の加圧判断用の予備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの保有数は, 放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な個数として, 6号及び7号炉共用で2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。可搬型放射線計測器のうちZnSシンチレーションサーベイメータの保有数は, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として, 6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。</u></p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)は, 発電所の周辺海域において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な個数として, 6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置は, 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測装置の保有数は, 気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な個数として, 6号及び7号炉共用で1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)を保管する。</u></p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は, 常用所内電源復旧までの期間, モニタリング・ポスト3台に必要な電力を供給できる容量を有するものを6号及び7号炉共用で3台設置する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型モニタリングポスト, 可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ, ZnS シンチレーションサーベイメータ, 電離</u></p>	<p><u>可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, β線サーベイメータ及びZnSシンチレーションサーベイメータ)の保有数は, 放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。電離箱サーベイメータの保有数は, 発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において放射線量を測定し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p><u>小型船舶は, 発電所の周辺海域において, 発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管する。</u></p> <p><u>可搬型気象観測設備は, 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型気象観測設備の保有数は, 気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</u></p> <p><u>可搬型モニタリング・ポスト, 可搬型放射能測定装置, 電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は, 外部バッテリー又は乾電池を使用し, 予備品と交換</u></p>	<p>として1台を保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 ・東二は放射能観測車にα線の測定機能があるため, ZnSシンチレーションサーベイメータについて, 放射能観測車の代替として1台, 発電所及びその周辺の測定として1台及び予備1台を保管する。 ・数え方の相違 ・東二は共用なし <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータは放射線量の測定に使用 ・数え方の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 ・数え方の相違 ・数え方の相違 ・東二は共用なし <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違 ・数え方の相違 ・東二は共用なし <p>③の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称の相違 ・名称の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>箱サーベイメータ及び可搬型気象観測装置の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>8.1.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 可搬型モニタリングポストは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び屋外に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型モニタリングポストの操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。 可搬型放射線計測器は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型放射線計測器の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。 小型船舶(海上モニタリング用)は、屋外に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、小型船舶(海上モニタリング用)は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。小型船舶(海上モニタリング用)の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。 可搬型気象観測装置は、屋外に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型気象観測装置の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。 モニタリング・ポスト用発電機は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。モニタリング・ポスト用発電機の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>8.1.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置は、屋内及び屋外のアクセラートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。 可搬型放射線計測器は、屋内及び屋外のアクセラートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。可搬型放射線計測器は、使用場所において、操作スイッチにより操</p>	<p>することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p> <p>8.1.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 可搬型モニタリング・ポストは、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型モニタリング・ポストの操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。 可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型放射能測定装置の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。 小型船舶は、屋外に保管し、及び屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、小型船舶は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。小型船舶の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。 可搬型気象観測設備は、緊急時対策所建屋内に保管し、及び屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型気象観測設備の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>8.1.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、屋内及び屋外のアクセラートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備は、測定器と外部バッテリーを簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。 可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは、屋内及び屋外のアクセラートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。可搬型放射能測定装置及び電離箱サ</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項番号の相違 ・設備名称の相違 ・東二は緊急時対策所内に全て保管する。 ・設備名称の相違 ②の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ③の相違 ・項番号の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>作ができる設計とする。</p> <p><u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、設置場所において、操作スイッチにより操作ができるとともに、遮断器操作により通常時に使用する系統からの切替操作ができる設計とする。</u></p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第8.1-2表に示す。</p> <p>8.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型モニタリングポスト、<u>可搬型放射線計測器のうち NaI シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ並びに可搬型気象観測装置</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射線計測器のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ及び小型船舶(海上モニタリング用)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p> <p><u>モニタリング・ポスト用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬負荷による機能・性能の確認（特性確認）ができる設計とする。また、分解検査が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>一ベイ・メータ</u>は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p><u>小型船舶</u>は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。<u>小型船舶</u>は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様を第8.1-2表に示す。</p> <p>8.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型モニタリング・ポスト、<u>可搬型放射能測定装置のうち Na I シンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnS シンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータ並びに可搬型気象観測設備</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ及び小型船舶</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p>	<p>・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違</p> <p>③の相違</p> <p>・設備名称の相違 ②の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ・設備名称の相違 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 固定式モニタリング設備</p> <p>(a) <u>モニタリング・ポスト用発電機（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>ディーゼルエンジン</p> <p>個 数 3</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>種 類 3相同期発電機</p> <p>容 量 約40kVA/台</p> <p>力 率 0.8</p> <p>電 圧 460V</p> <p>周 波 数 50Hz</p> <p>b. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) <u>可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <p>種 類 NaI（Tl）シンチレーション 半導体</p> <p>計測範囲 10～10⁹nGy/h</p> <p>個 数 15（予備1）</p> <p>伝送方法 無線</p> <p>(b) <u>可搬型放射線計測器（6号及び7号炉共用）</u></p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>個 数 2（予備1）</p> <p>(b-2) NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI（Tl）シンチレーション</p> <p>計測範囲 0.1～30μGy/h</p> <p>個 数 2（予備1）</p>	<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <p>種 類 NaI（Tl）シンチレーション式検出器 半導体式検出器</p> <p>計測範囲 B.G.～10⁹nGy/h</p> <p>台 数 10（予備2）</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(b) <u>可搬型放射能測定装置</u></p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>台 数 2（予備1）</p> <p>(b-2) NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <p>種 類 NaI（Tl）シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G.～30μGy/h</p> <p>台 数 2（予備1）</p>	<p>③の相違</p> <p>・設備名称の相違、東二は共用なし</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・仕様の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・モニタリング・ポストの台数の相違</p> <p>・通信方式の相違</p> <p>・設備名称の相違、東二は共用なし</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・仕様の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・設備名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二	備考
<p>(b-3) <u>GM汚染サーベイメータ</u></p> <p>種類 GM管</p> <p>計測範囲 0~100kmin⁻¹</p> <p>個数 2 (予備1)</p> <p>(b-4) <u>ZnSシンチレーションサーベイメータ</u></p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション</p> <p>計測範囲 0~100kmin⁻¹</p> <p>個数 1 (予備1)</p> <p>(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u></p> <p>種類 電離箱</p> <p>計測範囲 0.001~1000mSv/h</p> <p>個数 2 (予備1)</p> <p>c. <u>小型船舶 (海上モニタリング用) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数 1 (予備1)</p> <p>d. <u>可搬型気象観測装置 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量</p> <p>個数 1 (予備1)</p> <p>伝送方法 無線</p> <p>(2) <u>プロセス放射線モニタリング設備</u></p> <p>a. <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉プラント・プロセス計装 ・計装設備 (重大事故等対処設備) ・放射線管理設備 (通常運転時等) <p>個数 2</p> <p>計測範囲 10⁻²~10⁵Sv/h</p> <p>b. <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</u></p>	<p>(b-3) <u>β線サーベイメータ</u></p> <p>種類 GM管式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹</p> <p>台数 2 (予備1)</p> <p>(b-4) <u>ZnSシンチレーションサーベイメータ</u></p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</p> <p>計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹</p> <p>台数 2 (予備1)</p> <p>b. <u>電離箱サーベイメータ</u></p> <p>種類 電離箱式検出器</p> <p>計測範囲 0.001~1000mSv/h</p> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>c. <u>小型船舶</u></p> <p>艇数 1 (予備1)</p> <p>d. <u>可搬型気象観測設備</u></p> <p>観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量</p> <p>台数 1 (予備1)</p> <p>伝送方法 衛星系回線</p> <p>(2) <u>プロセス放射線モニタリング設備</u></p> <p>a. <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉プラント・プロセス計装 ・計装設備 (重大事故等対処設備) ・放射線管理設備 (通常運転時等) <p>個数 2</p> <p>計測範囲 10⁻²~10⁵Sv/h</p> <p>b. <u>格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)</u></p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・仕様の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・仕様の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・東海第二には放射能観測車にα線の測定機能があるため、放射能観測車の代替用として1台を含む</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・東海第二は単号炉のため1台</p> <p>・名称の相違, 東二は共用なし</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・設備名称の相違、東二は共用なし</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・通信方式の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$</p> <p>c. フィルタ装置出口放射線モニタ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{mSv/h}$</p> <p>d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個 数 2</p> <p>計測範囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{mSv/h}$</p> <p>(3) エリア放射線モニタリング設備</p> <p>a. 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プールの冷却等のための設備 計装設備（重大事故等対処設備） <p>高レンジ</p> <p>個 数 1</p> <p>計測範囲 $10^1 \sim 10^8 \text{mSv/h}$</p> <p>低レンジ</p> <p>個 数 1</p>	<p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） <p>個 数 2</p> <p>計 測 範 囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$</p> <p>c. フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>高レンジ</p> <p>個 数 2</p> <p>計 測 範 囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$</p> <p>低レンジ</p> <p>個 数 1</p> <p>計 測 範 囲 $10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$</p> <p>d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個 数 2</p> <p>計 測 範 囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{mSv/h}$</p> <p>(3) エリア放射線モニタリング設備</p> <p>a. 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 計装設備（重大事故等対処設備） <p>高レンジ</p> <p>個 数 1</p> <p>計 測 範 囲 $10^{-2} \sim 10^5 \text{Sv/h}$</p> <p>低レンジ</p> <p>個 数 1</p>	<p>・高レンジ及び低レンジのモニタを設置する。</p> <p>・高レンジ及び低レンジのモニタを設置する。</p> <p>・高レンジ及び低レンジのモニタを設置する。</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・条文の記載を使用</p> <p>・仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二	備考
<p>計測範囲 <u>6号炉</u> $10^{-2} \sim 10^5 \text{mSv/h}$ <u>7号炉</u> $10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$</p> <p>b. <u>可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 半導体 計測範囲 <u>0.001～99.9mSv/h</u> 個 数 1（予備 1^{※1}） <u>※1 可搬型エリアモニタ（待機場所）と一部兼用</u></p> <p>c. <u>可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 半導体 計測範囲 <u>0.001～99.9mSv/h</u> 個 数 1（予備 1^{※2}） <u>※2 可搬型エリアモニタ（対策本部）と一部兼用</u></p>	<p>計 測 範 囲 $10^{-3} \sim 10^4 \text{mSv/h}$</p> <p>b. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>種 類 半導体式検出器 計測範囲 <u>B.G. ～999.9mSv/h</u> 台 数 1（予備 1）</p>	<p>・東二は単号炉のため、計測範囲は1つ</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・東二は共用なし</p> <p>・名称の相違</p> <p>・仕様の相違</p> <p>・数え方の相違</p> <p>・緊急時対策所内に設置する可搬型エリアモニタを用いて加圧判断を行う（緊急時対策所と別に待機場所を設けていない）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<div data-bbox="290 430 329 926" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 特記の内容は、機密事項に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="335 430 1065 1635" style="border: 1px solid black; height: 574px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="1071 699 1107 1352" style="text-align: center;"> 第8.1-2図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所図 </div>	<div data-bbox="1386 405 2160 1623" style="border: 1px solid black; height: 580px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="2184 585 2220 1442" style="text-align: center;"> 第8.1-2図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所図 </div>	<p style="text-align: center;">・名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<div data-bbox="246 436 290 934" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>枠組みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。</p> </div> <div data-bbox="299 436 1050 1661" style="border: 1px solid black; height: 583px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="1062 737 1101 1331" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第8.1-3図 可搬型放射線計測器の保管場所及び使用場所図</p> </div>	<div data-bbox="1383 453 2163 1719" style="border: 1px solid black; height: 603px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="2184 684 2226 1499" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第8.1-3図 可搬型放射線測定装置等の保管場所及び設置場所図</p> </div>	<p style="text-align: center; margin-top: 200px;">・名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<div data-bbox="252 430 290 955" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>特図みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。</p> </div> <div data-bbox="305 426 1113 1724" style="border: 1px solid black; height: 618px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="1124 747 1163 1381" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第8.1-5図 可搬型気象観測装置の保管場所及び設置場所図</p> </div>	<div data-bbox="1377 449 2166 1730" style="border: 1px solid black; height: 610px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="2187 703 2226 1472" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第8.1-4図 可搬型気象観測設備の保管場所及び設置場所図</p> </div>	<p style="text-align: center; margin-top: 200px;">・名称の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> 特記の内容は、機密事項に属しますので公開できません。 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 第8.1-6図 モニタリング・ポスト用発電機設置場所図 </div>		③の相違

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1図から第10.9-5図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を5号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1図から第10.9-6図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所として、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成する緊急時対策所を緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>設備の相違（以下①の相違） 図番の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 章番号の相違 ①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、<u>待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、<u>対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）及び差圧計を設ける。</u></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、<u>仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>二酸化炭素吸収装置は、<u>高気密室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。</u></p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、<u>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所非常用換気設備として緊急時対策所には、<u>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所用非常用送風機は、<u>緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、放射性雲通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所差圧計は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所には、複数の遮蔽設備がない</p> <p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所には、複数の遮蔽設備がない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二には、二酸化炭素吸収装置を設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンペ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） ・差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） ・差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） <p>本系統の流路として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 	<p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、放射性雲通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用） <p>本系統の流路として、緊急時対策所非常用換気設備ダクト、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・二酸化炭素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 	<p>①の相違</p> <p>東二には、二酸化炭素吸収装置を設置しない</p> <p>①の相違</p> <p>東二緊急時対策所には、待機場所を設置しない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二緊急時対策所には、待機場所を設置しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） ・可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） ・可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）（8.1 放射線管理設備） <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）（10.12 通信連絡設備） <p>b. 通信連絡設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</p>	<p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ ・可搬型モニタリング・ポスト（8.1 放射線管理設備） <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（10.12 通信連絡設備） <p>b. 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違 東二緊急時対策所には、待機場所を設置しない 緊急時対策所の加圧判断は、東二側で行うため、東海発電所と共用はしない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、東海発電所の情報を表示しないため、共用はしない</p> <p>①の相違 通信設備に記載順は、62条と整合</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 (6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ・無線連絡設備 (6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ・携帯型音声呼出電話設備 (6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) <p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ (4kL) により補給できる設計とする。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用) ・負荷変圧器 (6号及び7号炉共用) ・交流分電盤 (6号及び7号炉共用) ・可搬ケーブル (6号及び7号炉共用) ・燃料補給設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備) <p>燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用) (10.12 通信連絡設備) ・無線連絡設備 (10.12 通信連絡設備) ・携行型有線通話装置 (10.12 通信連絡設備) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (東海発電所及び東海第二発電所共用) (10.12 通信連絡設備) <p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、常用電源設備が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、放射性雲が通過時において、燃料を自動で補給し運転できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 (東海発電所及び東海第二発電所共用) ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用) ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用) <p>安全パラメータ表示システム (SPDS)、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>代替電源設備の設計の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二は、kk67 で使用するインターフォンに該当するものとして携行型有線通話装置を使用する</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部は、中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋と一体の遮蔽並びに換気空調設備として、<u>可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ</u>を有し、<u>換気空調設備の電源を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</u>待機場所は、中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽及び室内遮蔽並びに換気空調設備として、<u>可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ</u>を有し、<u>換気空調設備の電源を5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</u>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、<u>対策本部の遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ並びに待機場所の遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ</u>は、中央制御室とは離れた5号炉原子炉建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した緊急時対策所建屋と一体の遮蔽及び非常用換気設備として、<u>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタ</u>を有し、<u>非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、<u>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタ</u>は、中央制御室とは離れた緊急時対策所建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1台で緊急時対策所内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで、<u>多重性を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉建屋付棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、<u>多重性を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、<u>外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>①の相違</p> <p>東二には、待機場所を設置しない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は，5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。待機場所の室内遮蔽は，建屋床面に設置する鋼構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンプ）及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は，通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び差圧計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型エリアモニタは，他の設備から独立して使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また，<u>対策本部の可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンプ），二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は，固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機は，飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備，負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルは，通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備，負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルは，固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p>	<p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは，1台で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを2台設置することで，多重性を有する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽は，緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機，緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は，通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所用差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは，他の設備から独立して使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また，<u>緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備用空気ポンプは，固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は，通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは，通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 東二には，待機場所を設置しない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所非常用換気設備は，常設設備であるため飛散物とならない</p> <p>①の相違</p> <p>緊急時対策所用発電機は，常設設備であるため，固縛の記載はしない</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、事故対応において6号及び7号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、<u>対策本部及び待機場所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>緊急時対策所は、事故対応において<u>東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>①の相違 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、東海発電所と共用はしない</p>
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、<u>対策本部に最大86名、待機場所に最大98名を収容することで、合計184名を収容できる設計とする。また、対策要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、<u>高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計2台を保管する。</u></p>	<p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、<u>緊急時対策所に最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、<u>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機1台、緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セット（東海発電所及び東海第二発電所共用）の合計2セットを設置する。</u></p>	<p>①の相違 対策要員数の相違</p> <p>①の相違</p>
<p>対策本部の可搬型外気取入送風機は、<u>必要な換気容量を有するもの1セット2台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計3台を保管する。</u></p> <p>対策本部の陽圧化装置（空気ポンプ）は、重大事故時において<u>対策本部の居住性を確保するため、高気密室を陽圧化し、高気密室内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</u></p>	<p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、<u>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において<u>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</u></p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故時に陽圧化装置（空気ポンベ）により高気密室を陽圧化する場合において、対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止できる処理容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計2台を設置する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故時において待機場所の居住性を確保するため、待機場所を陽圧化し、待機場所へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量本を保管する。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>高気密室及び待機場所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所で共用）の合計3台を保管する。</u></p> <p>差圧計は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所で共用）の合計3台を保管する。</u></p> <p><u>可搬型</u>エリアモニタは、重大事故時において、<u>対策本部内及び待機場所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所で共用）の合計3台を保管する。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用<u>可搬型電源設備</u>は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>補給時の切替えを考慮し、2台を1セットとして使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</u></p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個（東海発電所及び東海第二発電所共用）のそれぞれ合計2個を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で1台を設置する。</u></p> <p><u>緊急時対策所</u>エリアモニタは、重大事故時において、<u>緊急時対策所の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、1台使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>1台使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で1台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として1台の合計2台を設置する。</u></p>	<p>東二には、二酸化炭素吸収装置を設置しない</p> <p>東二には、待機場所を設置しない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違 緊急時対策所差圧計は、常設設備である</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は5号炉原子炉建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の高気密室、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアロモニタ、待機場所の室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアロモニタ並びに負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エアロモニタ及び負荷変圧器の操作は、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）は、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽は緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアロモニタは、緊急時対策所建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアロモニタの操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>東二は、緊急時対策所用発電機専用の燃料油貯蔵タンクを設置している</p> <p>東二は、緊急時対策所用発電機専用の給油ポンプを設置している</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二においては、操作は緊急時対策所内で可能な設計としている</p> <p>①の相違</p> <p>東二は、緊急時対策所用発電機専用の燃料油貯蔵タンクを設置している</p> <p>東二は、緊急時対策所用発電機を常設設備として、緊急時対策所建屋内に設置している</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>対策本部の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）、二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機及び差圧計並びに待機場所の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）、及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型陽圧化空調機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型陽圧化空調機は、対策本部又は待機場所近傍に保管することで、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。可搬型陽圧化空調機と接続口との接続は簡便な接続とし、一般的な工具を用いて容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>陽圧化装置（空気ポンペ）は、対策本部又は待機場所近傍に保管し、設置場所及び対策本部内又は待機場所内での弁の手動操作により、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。</u></p> <p><u>二酸化炭素吸収装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型外気取入送風機は、人力により持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機と仮設ダクトの接続については、簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実に接続することができる設計とする。</u></p> <p><u>差圧計の接続は、簡便な接続とし、容易かつ確実に接続でき、指示を監視できる設計とする。差圧計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型エアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型エアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬型エアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所エアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、常設設備であるため緊急時対策所内での操作が可能</p> <p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作可能であることを上段に記載</p> <p>東二は、二酸化炭素吸収装置を設置しない</p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、常設設備であるため記載しない</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、常設設備であるため記載しない</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、付属の操作スイッチにより、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。</p> <p>負荷変圧器は遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主要設備及び仕様を第10.9-2表に示す。</p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>対策本部の遮蔽並びに待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンペ）及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンペ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより、操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 緊急時対策所の主要設備及び仕様を第10.9-2表に示す。</p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所加圧設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>①の相違</p> <p>東二の緊急時対策所非常用発電機の操作は、緊急時対策所内で実施可能</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>表番号の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>東二は、緊急時対策所用発電機専用の燃料油貯蔵タンクを設置している</p> <p>東二は、緊急時対策所用発電機専用の給油ポンプを設置している</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個 数 1</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 台 数 1(予備 1) 風 量 600 m³/h/台 吸収剤能力 0.062 m³/kg</p> <p>g. 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用</p> <p>h. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>i. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>j. 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>k. 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）</p>	<p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.3-4 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-2 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 台 数 1（予備 1） 容 量 約 5,000m³/h（1台当たり）</p> <p>c. 緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-2 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 基 数 1（予備 1） 容 量 約 5,000m³/h（1基当たり） 効 率 単体除去効率 99.97%以上(0.15μm粒子)／99.75%以上(有機よう素), 99.75%以上(無機よう素) 総合除去効率 99.99%以上(0.5μm粒子)／99.75%以上(有機よう素), 99.75%以上(無機よう素)</p> <p>d. 緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用） 第 8.2-2 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 個 数 1 測定範囲 0.0～100.0 Pa以上</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機（東海発電所及び東海第二発電所共用） エンジン 台 数 : 2 使用燃料 : 軽油 発電機 種 類 : 3相同期発電機(両軸受け式) 台 数 : 2 容 量 : 約1,725kVA（1台当たり） 力 率 : 0.8</p>	<p>①の相違 東二には、高気密室を設置しない</p> <p>①の相違 表番号の相違</p> <p>①の相違 表番号の相違 東二には、二酸化炭素吸収装置を設置しない</p> <p>①の相違 表番号の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

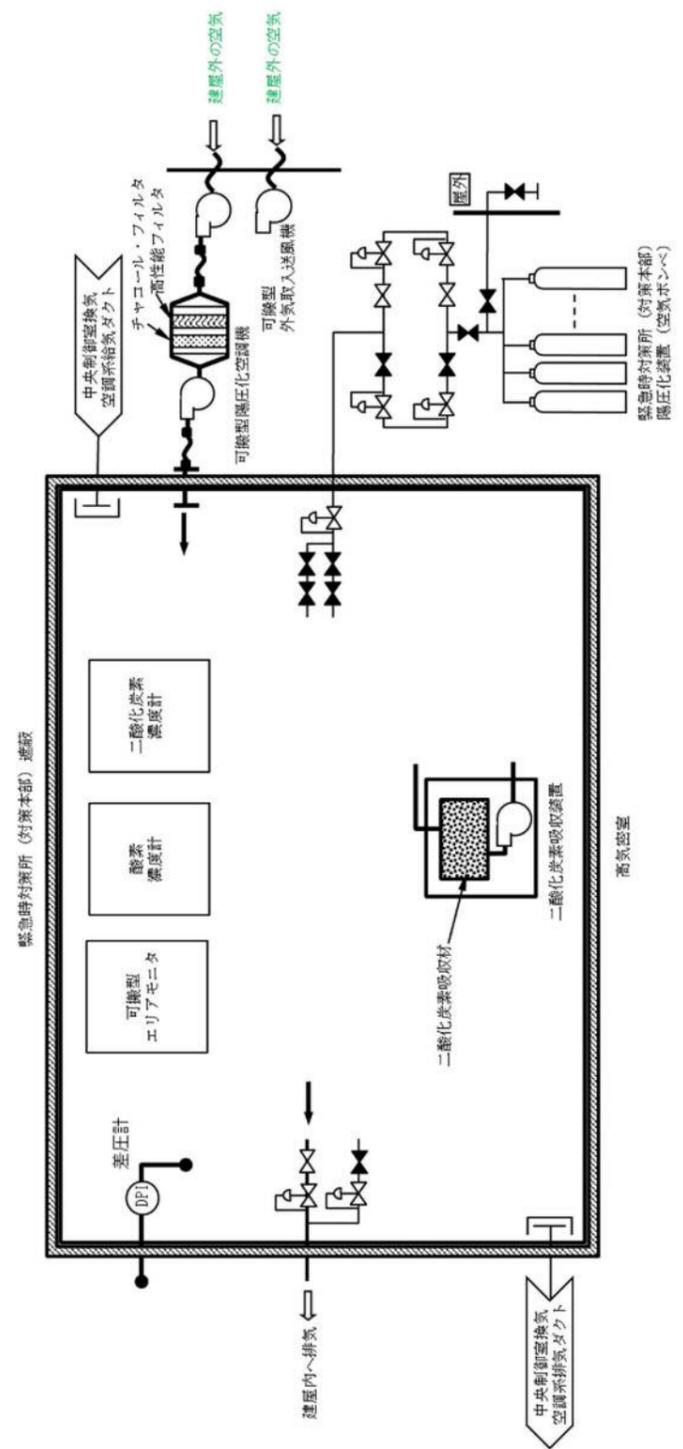
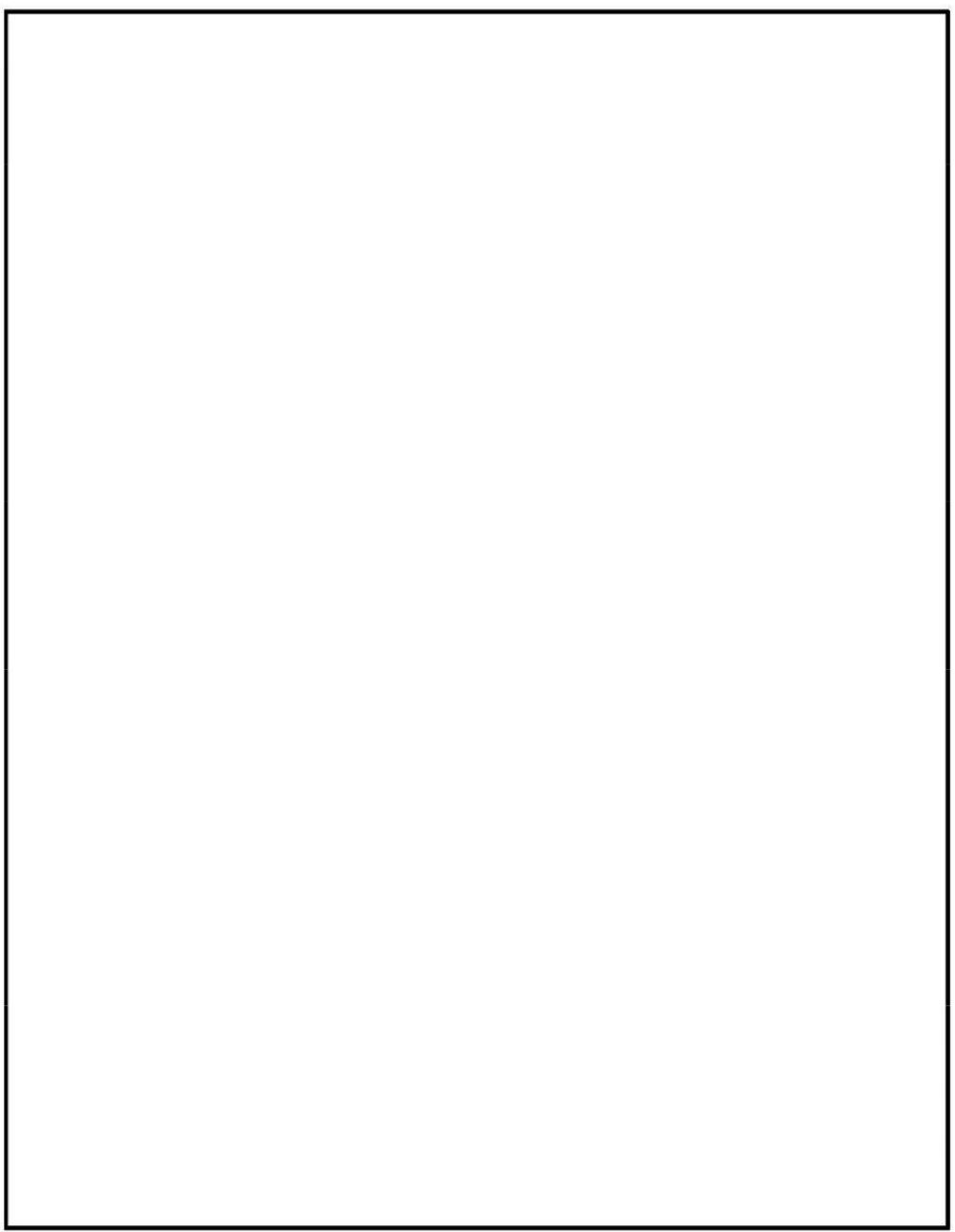
柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>1. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</p> <p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用）</p> <p>個 数 1（予備1※2）</p> <p>※2 「対策本部」と兼用</p> <p>f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（通常運転時等） <p>個 数 1（予備1※2）</p> <p>※2 「対策本部」と兼用</p> <p>測定範囲 0～100%</p> <p>g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（通常運転時等） <p>個 数 1（予備1※2）</p> <p>※2 「対策本部」と兼用</p> <p>測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用）</p> <p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）</p> <p>エンジン</p> <p>個 数 2（予備3）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>個 数 2（予備3）</p>	<p>電 圧 : 6,600V</p> <p>周 波 数 : 50Hz</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約75kL（1基当たり）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>台 数 2</p> <p>容 量 約1.3 m³/h（1台当たり）</p> <p>(5) 緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>本 数 320（予備80）</p> <p>容 量 約47L（1本当たり）</p> <p>(6) 酸素濃度計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p>	<p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

柏崎原子力発電所 6／7号炉		東海第二発電所	備考
種類	横軸回転界磁3相同期発電機		
容量	約200kVA/台		
力率	0.8		
電圧	440V		
周波数	50Hz		
		・緊急時対策所(通常運転時) 個数 1(予備1) 測定範囲 0.0～40.0vol%	
		(7) 二酸化炭素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用) 兼用する設備は以下のとおり。	①の相違
		・緊急時対策所(通常運転時) 個数 1(予備1) 測定範囲 0.0～5.0vol%	
		(8) 緊急時対策所エリアモニタ 第8.1-2 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。	①の相違
		(9) 可搬型モニタリング・ポスト 第8.1-2 放射線管理設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。	①の相違

柏崎原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽</p> <p>中央制御室換気空調系給気ダクト</p> <p>差圧計 (DPI)</p> <p>可搬型 エリアモニタ</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>二酸化炭素吸収材</p> <p>二酸化炭素吸収装置</p> <p>高気密室</p> <p>緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンプ)</p> <p>屋外</p> <p>中央制御室換気空調系排気ダクト</p> <p>建室内へ排気</p>	<p>第 10.9-1 図 緊急時対策所 系統概要図 (1) (居住性の確保)</p>	<p>備考</p>

柏崎原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	備考
 <p>緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽</p> <p>中央制御室換気空調系排気ダクト</p> <p>チャコール・フィルタ</p> <p>高性能フィルタ</p> <p>可搬型陽圧化空調機</p> <p>可搬型外気取入送風機</p> <p>可搬型二酸化炭素吸蔵装置</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>酸素濃度計</p> <p>可搬型エアモニタ</p> <p>差圧計</p> <p>二酸化炭素吹付材</p> <p>二酸化炭素吸蔵装置</p> <p>高気密室</p> <p>緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンプ)</p> <p>建屋外へ排気</p> <p>中央制御室換気空調系排気ダクト</p> <p>第 10.9-2 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図 (可搬型陽圧化空調機 (対策本部))</p>	 <p>第 10.9-2 図 緊急時対策所 系統概要図(2) (居住性の確保)</p>	<p>備考</p>

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽</p> <p>中央制御室換気空調系排気ダクト</p> <p>可搬型エアモニタ</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>差圧計</p> <p>中央制御室換気空調系給気ダクト</p> <p>緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)</p> <p>緊急時対策所 (待機場所) 陰圧化装置 (空気ポンプ)</p>	<p>緊急時対策所等 (災害対策本部室, 宿泊・休憩室, 食料庫, エアロック室, 災害対策本部室, 空調機械室)</p> <p>流量制御ユニット</p> <p>差圧計</p> <p>排気調節弁</p> <p>その他居室</p> <p>緊急時対策所加圧設備</p> <p>減圧ユニット</p>	<p>備考</p>

第 10.9-3 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図 (陽圧化装置 (空気ポンプ) (待機場所))

第 10.9-3 図 緊急時対策所 系統概要図 (3)
(居住性の確保)

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第10.9-5図 緊急時対策所系統概要図 (情報の把握)</p> <p>※: 7号炉も同様</p>	<p>第10.9-5図 緊急時対策所 系統概要図(5) (代替電源設備からの給電)</p> <p>【凡例】 (D/G) : ディーゼル発電機 □ : 遮断器 ○ : 配線用遮断器 ⊕ : 変圧器 ≡ : 蓄電池 □ : 代替電源設備 電源車 : 低圧電源車 □ : 接続口 実線 : 常設設備・電路 点線 : 可搬型設備・電路 □ : 自主対策設備</p> <p>【略語】 M/C : メタルクラッド開閉装置 P/C : パワーセンタ MCC : モータコントロールセンタ</p>	<p>備考</p>

柏崎原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
	<p>第 10.9-6 図 緊急時対策所建屋 系統概要図 (6) (代替電源設備からの給電)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）を使用する。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）を使用する。</p>	<p>備考</p> <p>設備名称の相違。以降、同様の相違理由によるものは「相違理由①」と示す。</p> <p>記載表現の相違（KKでは装置名：SPDSを記載しているが、東二では設備名：通信設備（発電所内）と記載階層を統一させるため設備名：データ伝送設備（発電所内）を記載している。以降、同様記載のため記載省略）</p> <p>相違理由①。</p> <p>運用・設備の相違（KKがインターフォンを使用する用途では携行型有線通話装置を使用する）以降、同様の相違理由によるものは「相違理由②」と示す。）</p> <p>記載箇所の相違（規則ではSPDSも通信連絡設備の一部であり「通信連絡設備（発電所内）」を含む</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）<u>及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室においても使用できる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備<u>及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代</u></p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</u></p> <p><u>SPDSのうちデータ伝送装置は、中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設</p>	<p>ものと整理している。したがって、通信連絡設備に含めて記載している。所外も同様。）以降、同様の相違理由によるものは「相違理由③」と示す。</p> <p>相違理由①。</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由① 運用・設備の相違（東二は、“屋外⇄屋内”の連絡手段を“衛星（携帯）⇄衛星（固定）”を使用する）以降、同様の相違理由によるものは「相違理由④」と示す。 運用の相違（中央制御室の居住性確保時のみ使用する衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、居住性確保が要求される59条側の記載として整理している。）以降、同様の相違理由によるものは「相違理由⑤」と示す。</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由①④</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）及び無線連絡設備（常設）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の端末若しくは予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（常設）（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） ・無線連絡設備（常設）（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） ・携帯型音声呼出電話設備（携帯型音声呼出電話機）（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） ・常設代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>相違理由①④</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由①。</p> <p>相違理由①。記載表現の相違（手順（1.19）との整合記載（KK手順側では“ほかの端末”と記載。）又はで統一。</p> <p>相違理由①③</p> <p>KKでは、設計基準事故対処設備が健全で重大事故等の対処に用</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>b. <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>主要な設備は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置) (緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS 表示装置は6号及び7号炉共用)</u> ・<u>常設代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備)</u> ・<u>可搬型代替交流電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備)</u> ・<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用) (10.9 緊急時対策所)</u> <p><u>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用する。</u></p>	<p>S P D Sのうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>S P D Sのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>いる際、これらの設計基準事故対処設備を重大事故等対処設備 (設計基準拡張) と位置付けている。以降、同様の相違理由によるものは「相違理由⑥」と示す。</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由⑥</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	備考
<p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワーク</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） ・無線連絡設備（携帯型） ・携行型有線通話装置 <p>・SPDS</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替電源設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続す</p>	<p>相違理由③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由③⑥</p> <p>章番号の相違</p> <p>相違理由①</p> <p>記載表現の相違（本文との整合）</p> <p>相違理由①③</p> <p>設備構成の相違（東二においてデータ伝送設備の接続はERSSのみ）以降、同様記載のため記載省略</p> <p>相違理由①</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>ークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（常設）<u>（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用）</u> ・衛星電話設備（可搬型）<u>（6号及び7号炉共用）</u> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）<u>（6号及び7号炉共用）</u> ・常設代替交流電源設備<u>（6号及び7号炉共用）</u>（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備<u>（6号及び7号炉共用）</u>（10.2 代替電源設備） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. データ伝送設備</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）</u></p>	<p>る通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p><u>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</u></p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型）<u>（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・衛星電話設備（携帯型）<u>（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）<u>（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・データ伝送設備 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替電源設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>備考</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①③</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由③</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由⑥</p> <p>相違理由③</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1)b.安全パラメータ表示システム(SPDS)」と同じである。</p> <p>c. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、データ伝送設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。<u>非常用交流電源設備については「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</u></p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのSPDS、データ伝送設備、衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>備考</p> <p>章番号の相違。本文との整合</p> <p>相違理由①。本文との整合</p> <p>相違理由① 記載表現の相違（SPDSの明確化） 記載順の統一。 基準地震動の表記の相違。</p> <p>相違理由① 前述で既に記載のため不要。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）の電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備（常設）は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備の電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池等を使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携帯型音声呼出電話設備は、中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）の電源は、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び充電器（蓄電池）からの給電により使用する送受話器及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備（可搬型）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に保管することで、送受話器及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。また、携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電池を使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備及び携行型有線通話装置は、異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p>	<p>相違理由①④ 設備の電源構成の相違</p> <p>相違理由①④ 設備の相違（東二の携行型有線通話装置の電源は乾電池のみ） 設備の電源構成の相違</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①②</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、テレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び乾電池からの給電により使用するテレビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備（社内向）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、他の設備から独立した系統構成で使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワ</p>	<p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、テレビ会議システム（社内）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備又は蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）、テレビ会議システム（社内）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するSPDS及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を</p>	<p>相違理由①②</p> <p>相違理由①。又はで統一。</p> <p>相違理由①④。 設備構成の相違（東二の携行型有線通話装置は独立で使用する）</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由① 設備構成の相違（東二の携行型有線通話装置は独立で使用する）</p> <p>相違理由①②④</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>ークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、<u>号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（常設）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（常設）、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号及び7号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p>10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、6号及び7号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用）を保管する設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</u></p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>6号及び7号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（6号及び7号炉共用）を保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発</p>	<p>防止することができ、安全性の向上が図れることから、<u>東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</u></p> <p>また、<u>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</u></p> <p>10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</u></p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発</p>	<p>記載表現の相違（安全性の向上の明確化、東海要員の一部は別の通信連絡設備を用いることによる措置の相違）</p> <p>設備の相違（SPDS及びデータ伝送設備は共用使用しない）</p> <p>相違理由①。共用使用しない。</p> <p>相違理由④</p> <p>相違理由①。共用使用しない。</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>6号及び7号炉</u>で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（<u>6号及び7号炉共用</u>）を保管する設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と屋外のアクセスを円滑かつ安全に行うことができるようにするため、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内にそれぞれ設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備</u>は、中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>携帯型音声呼出電話設備</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）</u>は、中央制御室及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</u>に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）</u>の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）</u>は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、<u>東海発電所及び東海第二発電所</u>で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（<u>東海発電所及び東海第二発電所共用</u>）を保管する設計とする。</p> <p>SPDSは、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>携行型有線通話装置</u>は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>携行型有線通話装置</u>は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）</u>は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）</u>の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）</u>は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①④</p> <p>相違理由①④</p> <p>相違理由①</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、5号炉原子炉建屋屋外、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及び5号炉中央制御室内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、コントロール建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送設備は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p>10.12.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（常設）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>無線連絡設備のうち無線連絡設備（常設）は、中央制御室待避室で使用する場合、切替スイッチを操作することにより、速やかに切り替えられる設計とする。</u></p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は、<u>中央制御室内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、<u>緊急時対策所建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、<u>緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。SPDSデータ表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>データ伝送設備は、緊急時対策所建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</u></p> <p>10.12.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>相違理由②</p> <p>相違理由①。設置場所の相違。</p> <p>相違理由①。設置場所の相違。</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①。設置場所の相違。</p> <p>相違理由①④</p> <p>相違理由⑤</p>

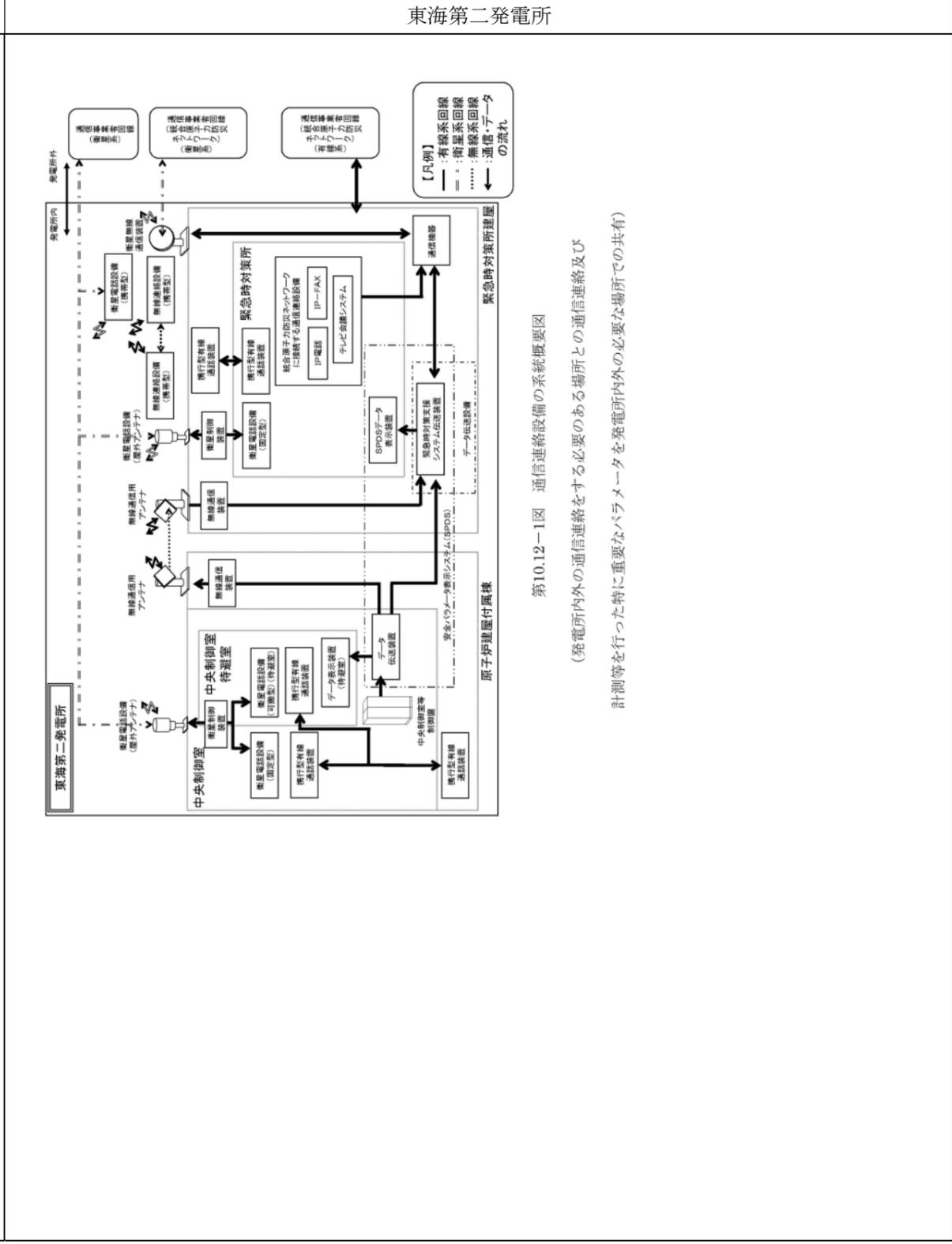
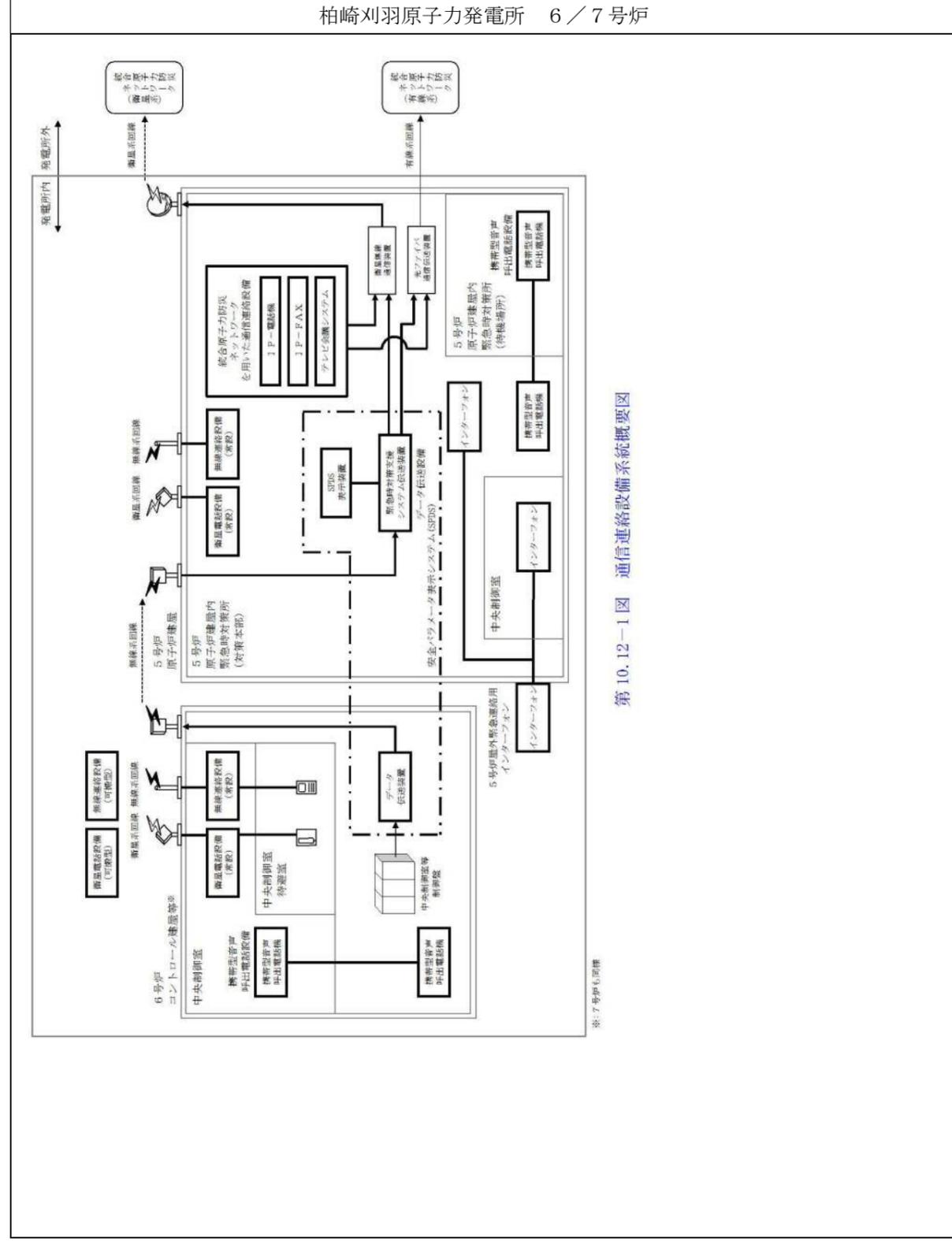
柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（可搬型）及び携帯型音声呼出電話設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型音声呼出電話設備は、端末である携帯型音声呼出電話機と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンのうち5号炉原子炉建屋屋外に設置するインターフォンは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室内に設置するインターフォンは、一般的な電話機と同様の構造を有し、受話器部分を持ち上げることで5号炉原子炉建屋屋外のインターフォンと通信連絡が可能な設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、付属の操作スイッチにより5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、<u>携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、端末である携行型有線通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>SPDS及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置、SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、<u>携行型有線通話装置、SPDS、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>相違理由①</p> <p>相違理由① 設備の相違（東二の携行型有線通話装置の電源は乾電池のみ）</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由②</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①</p> <p>相違理由①②</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p><u>(1) 無線連絡設備</u> <u>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p><u>無線連絡設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p><u>(2) 衛星電話設備</u> <u>衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p><u>衛星電話設備（常設）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p><u>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p><u>(1) 衛星電話設備</u> <u>衛星電話設備（固定型）（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p><u>(2) SPDS</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>相違理由④</p> <p>番号の相違。相違理由①</p> <p>番号の相違。相違理由①。 共用使用しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考																								
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. データ伝送装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> b. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> c. SPDS表示装置（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	使用回線	有線系回線及び無線系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線及び無線系回線	個 数	一式	個 数	一式	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. データ伝送装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> b. 緊急時対策支援システム伝送装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> c. SPDSデータ表示装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	使用回線	有線系回線及び無線系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線及び無線系回線	個 数	一式	個 数	一式					
使用回線	有線系回線及び無線系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び無線系回線																									
個 数	一式																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び無線系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び無線系回線																									
個 数	一式																									
個 数	一式																									
<p><u>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> b. IP電話機（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> c. IP-FAX（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	<p><u>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. テレビ会議システム（東海発電所及び東海第二発電所共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> b. IP電話（東海発電所及び東海第二発電所共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線又は衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> c. IP-FAX（東海発電所及び東海第二発電所共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線又は衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線又は衛星系回線	個 数	一式	使用回線	有線系回線又は衛星系回線	個 数	一式	<p>番号の相違。相違理由①</p> <p>相違理由① 記載表現（両方で使用出来る機器は“及び”で記載。いずれか他方に限定される機器は“又は”で記載。）</p>
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線又は衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線又は衛星系回線																									
個 数	一式																									
<p><u>(5) データ伝送設備（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備（通常運転時等） a. 緊急時対策支援システム伝送装置（6号及び7号炉共用） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p><u>(6) 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） 	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	<p><u>(4) データ伝送設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備（通常運転時等） a. 緊急時対策支援システム伝送装置 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線及び衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一式</td> </tr> </table> 	使用回線	有線系回線及び衛星系回線	個 数	一式	<p>番号の相違。共用使用しない。</p> <p>共用使用しない。</p> <p>相違理由②</p>																
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									
使用回線	有線系回線及び衛星系回線																									
個 数	一式																									

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<p>a. <u>インターフォン</u> 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p> <p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. <u>携帯型音声呼出電話機（6号及び7号炉共用）</u> 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p> <p>(2) <u>携帯型音声呼出電話設備</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. <u>携帯型音声呼出電話機</u> 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) <u>無線連絡設備</u> 無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(4) <u>衛星電話設備</u> 衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) <u>携行型有線通話装置</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p> <p>(2) <u>無線連絡設備</u> 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) <u>衛星電話設備</u> 衛星電話設備（携帯型）（東海発電所及び東海第二発電所共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>相違理由①。共用使用しない。</p> <p>番号の相違。 相違理由①。共用使用しない。</p> <p>番号の相違。 相違理由①</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉	東海第二発電所	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <ul style="list-style-type: none"> 使用回線 衛星系回線 個 数 一 式 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） <ul style="list-style-type: none"> 使用回線 衛星系回線 個 数 一 式 	



備考